

避難所開設・運営に係る アクションカード

令和8年8月

北海道厚岸町

【事前確認１ このアクションカードの趣旨】

このカードは、施設管理者や町職員などの避難所の開設手順を理解している人が、避難所に来ることができない状況を想定し、すべての避難者が避難所を開設・運営できることを目的としたものです。

災害時に使用できるように概要のみを記載していますので、詳細についてはあらかじめ「厚岸町避難所運営マニュアル」を確認しておいてください。

※要配慮者やケガ人など、協力が困難な人については、人員から除きます。

※災害発生時に町は、人命救助や二次災害防止、被害情報の集約、食料などの物資の調達など、様々な事象への対応が必要となり、町職員を避難所へ速やかに配置することや、長時間配置することはできない可能性があります。



【事前確認２ 避難所をみんなで運営していく大事なポイント】

- 1 避難者は「お客様」ではありません。避難所は自宅に代えて生活するところであり、避難者自らが主体となって運営していきます。
- 2 避難所での役割について、女性は食事づくりや清掃、男性は力仕事など、性別によって固定化しないようにバランスの取れた役割とします。
- 3 避難者の中には、妊産婦や乳幼児、高齢者、障がい者、外国人など配慮が必要な人もいます。これらの人たちの意見も取り入れたルールを作ります。
- 4 避難所ではたくさんの人が共同で生活します。決められたルールを守ることや、お互いの心くばり・思いやりが大切です。
- 5 女性や子どもが安心して生活できるよう、トイレや更衣室などの巡回方法などを考えます。



【事前確認３ 避難所開設までの流れの概要】

- ①災害が発生したら、まずは身の安全を確保
- ②避難所に避難するか判断
- ③（避難所に避難した場合）避難所の解錠方法を知る人が来るまで安全な場所で待機
- ④避難所を解錠
- ⑤避難所の被害状況を確認
- ⑥避難者の中で役割分担を決めて行動開始
- ⑦避難所を開設
- ⑧避難所を開設したことを災害対策本部に報告
- ⑨（避難生活が長期化する場合）避難者による避難所運営組織（避難所運営委員会）の立ち上げ

【アクション1 身の安全の確保】

災害が発生したら、まずは自分と同居人の安全を確保しましょう。

ケガをしていないか
自宅に倒壊の危険性はないか
自宅や自宅周辺で火事が起きていないか など

自分と同居人の状況を確認して、身の安全を図ってください。



【アクション2 避難所へ避難をするか判断】

自分と同居人の安全が確認されたら、避難所へ避難をするか判断してください。

津波警報または大津波警報が発表された場合は、避難所ではなく、津波に対応している『指定緊急避難場所』へ避難してください。

知人・親戚宅など、避難所以外の避難先も日頃から検討してください。

自宅が安全だと判断した場合は、自宅で安全を確保してください。



【アクション3 避難所の解錠】

突発的な災害に伴う避難所の解錠は、施設管理者や町職員がともにすぐには駆けつけられないことが考えられます。

その場合は、自主防災組織などが管理している鍵で解錠し、その後の安全確認など避難所開設に向けた準備を、集まった避難者が協力して行ってください。

※避難所へ避難後、解錠できない場合は、原則として解錠方法を知っている人が来るまで待機してください。



【アクション4 安全な場所・状況を確認】

次の3つを確認したら、次のアクションへ

- ☐ 現在地は安全な場所である
- ☐ 深呼吸をして落ち着いた
- ☐ 2人以上いる



【アクション5 避難所の安全確認 1／3】

避難所の安全確認が済むまでは危険なので、安全確認する人以外は中に入ることができないことを伝え、屋外の安全な場所で待機させてください。

避難所の安全確認は、できるだけ2人以上で一定の距離をあけて実施します。

目視して明らかに危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を直ちに立入禁止としてください。



【アクション6 避難所の安全確認 2／3】

- ☐ 建物の全体または一部の損壊（崩落・落階）がある。
- ☐ 建物の基礎が損壊している、または基礎と上部構造がずれている。
- ☐ 建物の全体または一部が傾いている。
- ☐ 建物の周辺で地すべりや崖くずれ、倒木などが発生している。
- ☐ 隣接する建物の損壊による危険がある（倒れてくる可能性など）。
- ☐ 建物の内部にゆがみがある、または窓ガラスにひび割れがある。
- ☐ 建物の内部の壁や柱に亀裂などがある。
- ☐ 火災が発生している、またはガス漏れしている。

※「避難所の被害等チェックシート（様式1）」を用いても可



【アクション7 避難所の安全確認 3／3】

アクション6のチェックボックスに1つでも☑がついたら、その時点で安全確認を終了し、避難所が危険な状態のため使用しないこととして、災害対策本部に連絡してください。

＜災害対策本部（厚岸町危機対策室） 電話0153-52-3131＞

アクション6のチェックボックスに1つも☑がつかなければ、アクション8に進んでください。



【アクション8 役割分担】

避難所は自主運営が基本です。

アクション9以降で応急的な役割分担を決めて、運営に積極的に協力してください。

※長期の避難所生活になる場合は、できるだけ早く自主運営ができるように、避難者が協力しましょう。

※自分の命を守るのはご自身です。災害発生当初は、自助・共助・公助のうち、「自助・共助」が重要となり、「公助」は期待できません。



【アクション9 役割分担・リーダーの決定 1／2】

集まった避難者の中から、全体のリーダーを1人決めます。

全体のリーダーの役割は、次のとおりです。

- ☐ 避難所全体の指揮
- ☐ 避難スペースの確保（避難所内の区域設定）
- ☐ 各担当の情報集約
- ☐ 各担当からの相談対応 など

※あらかじめ地域でリーダーになる人を決めている場合など、可能であればアクション5の前にリーダーを決定して避難所の安全確認を行ってください。



【アクション１０ 役割分担・リーダーの決定 ２／２】

リーダーの決め方は、次の①から順に、当てはまる人から決めてください。

- ①自主防災組織（または自治会）の役員
- ②防災士や北海道地域防災マスターなど災害対応に関する知識や経験のある人
- ③避難者の意見により推薦された人

※あらかじめ地域でリーダーになる人を決めていて、その運用が可能な状況であれば、それに従ってください。



【アクション１１ 役割分担・副リーダーの決定】

先ほど決めたリーダーを中心に、集まった避難者の中から、全体の副リーダーを決めます。

全体の副リーダーの役割は、全体のリーダーのサポートで、リーダーとともに避難所全体の指揮などにあたります。

副リーダーの決め方は、リーダーに準じてください。

副リーダーも基本的には１人を想定しますが、状況に応じて複数人でも構いません。

女性と男性とでは災害から受ける影響やニーズが異なることに配慮するため、リーダーと副リーダーには、男性・女性の両方をあてるようにしてください。



【アクション１２ 役割分担・応急的な担当の決定 １／２】

先ほど決めたリーダー・副リーダーを中心に、集まった避難者の中から、次のとおり応急的な担当を決めます。

○設営担当（１～６人）…避難スペースの決定・設営、備蓄物資などの配付

○受付担当（１～４人）…避難所入口での避難者の対応

○情報収集担当（１～３人）…避難者数などの集計、災害対策本部への連絡

※（）内は推奨人数



【アクション１３ 役割分担・応急的な担当の決定 ２／２】

各担当の中から、担当ごとにリーダーを決めます。
各担当ごとのリーダーの決め方は、次の①から順に、当てはまる人から決めてください。

- ①自主防災組織（または自治会）の役員
- ②防災士や北海道地域防災マスターなど災害対応に関する知識や経験のある人
- ③避難者の意見により推薦された人

※あらかじめ地域でルールを決めていて、その運用が可能な状況であれば、それに従ってください。



【アクション１４ 担当ごとの行動開始】

各担当は、次のとおり自身の担当カードに従って行動を開始してください。

- 設営担当……………アクション１５～
- 受付担当……………アクション２０～
- 情報収集担当……………アクション２６～



【アクション１５ 設営担当・設営担当の役割について】

- 避難スペースの区域の決定・表示
 - 備蓄物資を保管している場所（備蓄倉庫など）から必要な備蓄物資を運搬
- ※災害発生初期の段階では、すべての備蓄物資を運搬する必要はありません。
- 必要に応じて避難者に備蓄物資を配付
 - レイアウトを決めて、避難所を設営



【アクション１６ 設営担当・避難スペースの決定】

全体のリーダーの指示のもと、災害発生初期の段階では、おおむね次のスペースの区域を決定します。

- ☐ 入口・受付（玄関など。土足禁止エリアも設定します。）
- ☐ トイレ（既存トイレが使用できない場合は携帯トイレなど）
- ☐ 居住スペース（一般向け）
- ☐ 居住スペース（要配慮者向け）
- ☐ 避難所運営に必要な場所（事務所、作業スペースなど）
- ☐ 立入禁止のスペース（危険箇所、個人情報がある場所など）
- ☐ 支援物資の受入スペース



【アクション１７ 設営担当・避難スペースの表示】

避難スペースの区域を決定したら、利用目的やその範囲などが分かるように表示をします。

子どもや外国人など、誰にでも分かりやすい言葉や表示方法に留意してください。

※漢字にふりがなをふる、イラストを使用するなど



【アクション１８ 設営担当・備蓄物資の運搬】

☐ 備蓄物資を保管している場所（備蓄倉庫など）から、必要な備蓄物資を運搬してください。

☐ 運搬した備蓄物資は、それぞれ使用する場所に配置してください。

☐ 災害の状況、避難者数、要配慮者の状況、避難が長期化しそうかどうかなどの状況に応じて、必要な数量を都度、運搬してください。



【アクション１９ 設営担当・備蓄物資の配付】

- ☐食料や飲料水は、全体のリーダーの指示のもと、タイミングをみて、できるだけ避難者全員に平等に行きわたるように配付してください。
- ☐全員に配付するには足りない場合は、しばらく配付しないか、または要配慮者から優先的に配付してください。
- ☐感染症が疑われる人がいる場合は、マスク・手袋の着用、消毒の徹底など、感染予防に十分に配慮し、直接接触しないように配付してください。



【アクション２０ 受付担当・受付設置 １／３】

次のものを受付設置場所に用意します。

- ☐机、イス
- ☐筆記用具
- ☐避難者台帳
- ☐避難者個別カード
- ☐手指消毒液
- ☐体温計（非接触型、直接型）
- ☐マスク
- ☐スリッパ



【アクション２１ 受付担当・受付設置 ２／３】

避難所入口にこれから避難してくる人を受け付けるための受付場所を設置します。

- ☐机：受付場所に設置
- ☐椅子：机の受付側、避難者側、靴を脱ぐ場所に設置
- ☐避難者台帳、避難者個別カード：机の上に設置
- ☐筆記用具：避難者カード記入用として設置
- ☐消毒液、体温計：机の上に設置
- ☐マスク：机の上に設置（未所持者用）
- ☐スリッパ：土足禁止エリアに設置



【アクション２２ 受付担当・受付設置 ３／３】

- ☐ 受付であることが分かるように「受付」の表示を貼ります。
- ☐ 土足禁止エリアの手前に、靴を脱ぐ場所、外靴を置く場所を決めます。
- ☐ 体調不良者用に別のスペースを確保します。



【アクション２３ 受付担当・受付での対応 １／２】

- ☐ 世帯（グループ）の代表者に、「避難者台帳（様式２）」に必要事項を記入してもらいます。
- ☐ 避難所のルールについて、説明します。
- ☐ 避難者の居場所（居住スペース）が決まったら、世帯（グループ）ごとに「避難者個別カード（様式３）」を配付し、必要事項を記入してもらいます。
※混雑緩和のため、受付では記入させず記入後に受付へ提出してもらいます。

<注意点>

避難者台帳の情報が他の避難者に見えないように注意してください。
（ＤＶ被害者などへの配慮が必要です）



【アクション２４ 受付担当・受付での対応 ２／２】

- ☐ 体調不良者の場合は、症状を聴き取り、体温を測定してください。
 - ☐ 体温が３７．５度以上の場合は、体調不良者用の別のスペース（待機エリア）へ案内し、体調不良者がいることを災害対策本部へ連絡してください。
- <災害対策本部（厚岸町危機対策室） 電話０１５３－５２－３１３１>**
- ☐ 必要に応じてマスクを配付してください。



【アクション２５ 受付担当・避難者個別カードの取扱い】

- ☐記入後の避難者個別カードは、受付で回収してください。
- ☐未提出者には、受付に提出してもらうよう声かけしてください。
- ☐避難者個別カードは、世帯（グループ）の代表者のアイウエオ順などにし、整理して保管し、後で情報収集担当に渡してください。
- ☐避難者個別カードは個人情報のため、取扱いに十分留意してください。



【アクション２６ 情報収集担当・集計作業前】

- ☐情報収集担当は、集計作業を開始するまでは、「設営担当」・「受付担当」の応援に入ってください。
- ☐受付が混雑し、受付担当が不足するようであれば、受付担当の応援を優先してください。



【アクション２７ 情報収集担当・避難者の集計 １／２】

受付で回収した避難者個別カードをもとに集計してください。

【集計する避難者人数】

- ・男女別
- ・子ども（１８歳未満）
- ・ケガ人
- ・体調不良者
- ・新型コロナウイルス感染症などの感染症罹患者
- ・要配慮者（障がい者、要介護者など）



【アクション２８ 情報収集担当・避難者の集計 ２／２】

- ☐ 集計した避難者個別カードは、世帯（グループ）の代表者のアイウエオ順に整理し、個人情報の取扱いに十分注意できる場所に保管してください。
- ☐ 福祉避難所での対応が必要な要配慮者は、分けておきましょう。
- ☐ 避難者個別カードは、集計前のものと後のものと分けて保管しましょう。



【アクション２９ 情報収集担当・必要物資の集計】

- ☐ 集計した避難者数をもとに、食料、飲料水、毛布など、各物資の必要数（不足数）を集計してください。
- ☐ すでに配付・使用している物資も考慮してください。



【アクション３０ 情報収集担当・災害対策本部への報告】

集計した各数値を災害対策本部へ報告してください。
＜災害対策本部（厚岸町危機対策室） 電話０１５３－５２－３１３１＞

【報告する内容】

- ・ 避難者数とその内訳
 - ・ 男女別 ・ 子ども（１８歳未満） ・ ケガ人
 - ・ 体調不良者 ・ 新型コロナウイルス感染症などの感染症罹患者
 - ・ 要配慮者（障がい者、要介護者など）
 - ・ 不足する物資



【アクション３１ 情報収集担当・情報掲示板の設置】

- 避難所入口付近に情報掲示板を設置してください。
(壁を直接使用しても可)
- 受付が混雑している場合、掲示板を見に来る人と、避難してきた人とで統制がとれなくなるおそれがありますので、混雑状況を確認しながら、避難者の必要情報を随時掲示してください。



【アクション３２ 避難が長期化しそうな場合】

- 避難所での避難生活が長期化しそうな場合は、避難所の状況が少し落ち着いてきた段階で、全体のリーダー・副リーダーと各担当が協議の上、本格的な避難所運営組織である「避難所運営委員会」を設置してください。
- 以降の避難所運営は、「厚岸町避難所運営マニュアル」を確認の上、全体のリーダー・副リーダーを中心として、避難所の状況に応じて、必要な取組を進めてください。